

令和 2 年度川西町利用者負担額（副食費）一覧表

保育所

2 号認定（満 3 歳以上児） 保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業等

| 階層区分   | 定義                        |         | 副食費   |       |         |
|--------|---------------------------|---------|-------|-------|---------|
|        |                           |         | 第 1 子 | 第 2 子 | 第 3 子以降 |
| 第 1 階層 | 生活保護世帯                    |         | 免除    | 免除    | 免除      |
| 第 2 階層 | 市町村民税<br>非課税世帯            | ひとり親等世帯 | 免除    | 免除    | 免除      |
|        |                           | 上記以外の世帯 | 免除    | 免除    | 免除      |
| 第 3 階層 | 3-1<br>均等割のみ              | ひとり親等世帯 | 免除    | 免除    | 免除      |
|        |                           | 上記以外の世帯 | 免除    | 免除    | 免除      |
|        | 3-2<br>所得割税額<br>48,600円未満 | ひとり親等世帯 | 免除    | 免除    | 免除      |
|        |                           | 上記以外の世帯 | 免除    | 免除    | 免除      |
| 第 4 階層 | 4-1 所得割税額72,800円未満        |         | 一部免除  | 一部免除  | 免除      |
|        | 4-2 所得割税額97,000円未満        |         |       |       | 免除      |
| 第 5 階層 | 5-1 所得割税額133,000円未満       |         |       |       | 免除      |
|        | 5-2 所得割税額169,000円未満       |         |       |       | 免除      |
| 第 6 階層 | 6-1 所得割税額235,000円未満       |         |       |       | 免除      |
|        | 6-2 所得割税額301,000円未満       |         |       |       | 免除      |
| 第 7 階層 | 所得割税額397,000円未満           |         |       |       | 免除      |
| 第 8 階層 | 所得割税額397,000円以上           |         |       |       | 免除      |

《備考》

- 1 階層区分は、父母及びその他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限ります。）の市町村民税所得割税額の合計額で決定します。
- 2 毎年 9 月が保育料の切り替え時期となります。4 月から 8 月までは前年度の税額に基づく保育料となり、9 月から翌年 3 月までは当年度の税額に基づく保育料となります。
- 3 税額を計算する際には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除等の控除は、適用されません。
- 4 第 2 階層、第 3 階層のひとり親等世帯とは、ひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯です。
- 5 小学校就学前までの範囲内において多子カウントを行います。
- 6 市町村民税所得割税額が 5 7, 7 0 0 円未満の世帯（第 1 階層から第 4 階層の一部まで）の場合は、上記 5 にかかわらず多子軽減に係る年齢制限がなく、最年長の子どもから順にカウントを行います。  
ただし、市町村民税所得割税額が 7 7, 1 0 1 円未満の世帯のうち、ひとり親等世帯については第 4 階層の第 1 子から副食費が免除となります。
- 7 第 1 階層から第 4 階層の一部（所得割税額 5 7, 7 0 0 円未満）の世帯の子ども及び全所得階層の第 3 子以降の子どもは副食費が免除となります。※備考 5・6 の多子カウントによる。
- 8 月の中途に、保育所又は認定こども園（保育所部分）に入園又は退園された方の副食費については、在籍日数に応じた金額となり、計算方法は、次のとおりです。  
その月の副食費 = 副食費（月額）×在籍日数÷25 日
- 9 幼児が満 3 歳を迎えると、年度途中に 3 号認定から 2 号認定に切り替わりますが、その年度の保育料は、3 歳未満の保育料のままです。
- 10 市町村民税の修正申告を行った場合や、婚姻、離婚等により世帯構成が変更となった場合には、保育料の階層区分が変更となる場合がありますので、すみやかにご連絡願います。